

平成 19 年 12 月 17 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウンティング・サポート部

**企業会計基準公開草案第 22 号「持分法に関する会計基準（案）」及び実務対応報告公開
草案第 27 号「持分法を適用する関係会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対す
る意見**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 19 年 11 月 14 日付で公表されました表記公開草案（以下「会計基準案」、「実務対応報告案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（１） 会計基準案 第 9 項 被投資会社の財務諸表の会計処理の原則及び手続の統一について

【意見】 会計基準案 第 9 項では、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について」被投資会社が採用する「会計処理の原則及び手続は、原則として統一する」としている。一方で、実務対応報告案 「実務対応報告の考え方」（1）において、「持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続の統一を行うにあたって生じる実務上の負担に配慮し、連結子会社の会計処理の原則及び手続の統一を行う場合の当面の取扱いを持分法適用関連会社にも同様に適用することとし」、実務対応報告第 18 号に準じて、「在外関連会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを持分法の適用上利用することができる」としている。また、同(2)においては、「在外関連会社の場合で、

投資会社の他に支配株主が存在するようなときや、公開会社の株式を追加取得することで関連会社としたときなどでは、支配力が及ぶ子会社とは異なり、統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難なことがあり得る。」として「当面の間、監査・保証実務委員会報告第 56 号に定める「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたる」として投資会社及び持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続を統一しないことを認めている。

上記実務対応報告案を適用して、投資会社及び持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続が統一されていない場合、詳細な情報の入手が困難である等について開示を求めているかどうか。

【理由】 実務対応報告案の取扱いは、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について」、実質的に複数の会計処理の原則及び手続の適用を容認しているものと考えられる。

このような場合、必要な会計事実を明瞭に表示するとともに財務諸表の比較可能性を確保して、企業の状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせないようにするために、詳細な情報の入手が困難である等の統一しないことについての合理的な理由を開示することが必要であると考えられる。

（２） 会計基準案 第 17 項 損益計算書の表示区分について

【意見】 会計基準案 第 17 項において「持分法による投資損益は、営業外収益または営業外費用区分に一括して表示するものとする。」としている。これについては、従来の損益計算書における表示方法と同様の取扱いであり、特に変更されていない。国際的なコンバージェンスを進めるにあたり、今回の会計基準案において、損益計算書の表示区分の変更についても検討されてはどうか。

【理由】 持分法による投資損益の損益計算書における表示区分については、米国会計基準および国際財務報告基準においては、持分法適用会社の事業に与える影響等を勘案し、営業内に表示する等のより実態に則した対応も可能となっている。国際的なコンバージェンスの観点から、両基準の考え方の採用も検討されてはどうかと考えられる。

（３） 会計基準案 第 26 項 適用時における個別財務諸表における会計方針の変更について

【意見】 会計基準案 第 26 項「適用時期等」に「個別財務諸表上において、持分法にかかる注記を行っている場合については、新会計基準の適用に伴う会計方針の変更にあたる」旨を追加してはどうか。

【理由】 会計基準案 第 21 項「範囲」において、「連結財務諸表を作成しない会社において、関連会社への投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利

益又は投資損失の金額の注記を行う場合の当該注記の金額」についても当該会計基準案が適用される旨が記載されている。このことから、当該基準案の適用により、個別財務諸表上の持分法にかかる注記についても、新会計基準の適用に伴う会計方針の変更にあたる場合が想定されることから、同様に注意喚起する必要があると考えられる。

(4) その他表現等

【意見】 会計基準案 第 25 項「重要性の原則の適用」の 2 行目において、「投資会社との会計処理の原則及び手続の統一」とあるが、「投資会社及び被投資会社の会計処理の原則及び手続の統一」としてはどうか。

【理由】 当該文言においては、「投資会社との会計処理の原則及び手続の統一」を行う対象が明確になっていない。より明確な基準とするために文言の追加が必要であると考えられる。

以上